

# 漁港漁場整備長期計画

平成29年3月

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定により、平成29年度から平成33年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

## 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国の水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきた。これまで形成してきた漁港と漁場のストックは、いまだ不十分であるものの、漁業の近代化に貢献し、地域の街や集落を形成し、地域の経済活動を支え、地域に安全で安心な生活環境をもたらしてきた。現在、我が国は、本格的な人口減少や高齢化等の社会環境の変化や地球温暖化による気候変動等の非常に大きな変化の中にある。こうした状況下において、これまで形成してきた漁港と漁場のストックが、今後とも我が国の水産物の安定供給の礎として機能を発揮し続けられるよう、既存施設の機能維持と最大限の有効活用を図りつつ、時代の要請に合わせて発展していくことが求められている。

これまでの漁港漁場整備長期計画（平成24年度～平成28年度）では、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等による災害に強く安全な地域づくりの推進、水産物の衛生管理対策の強化等による水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進、そして、豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進を主要施策とし、漁港と漁場に加え漁村も併せ整備を推進してきた。

水産業の状況を見渡すと、国内の水産物消費の落ち込みや海外からの安い水産物の輸入等により、いまだ全国的に厳しい漁業経営の状況にある。その一方で、国外に目を向ければ、世界的に水産物需要が増大しており、日本の水産物を世界に売り込む大きなチャンスが到来している。これまで以上に、産地の水産物の生産・流通機能の強化を推進し、国産水産物の安定供給体制を確保していくとともに、輸出促進対策を強化していく必要がある。

さらに、水産資源の状況については、漁業生産量はピーク時の半分まで減少し、我が国周辺の資源水準についても、資源評価の対象となっている系群の約半分が低位にある。また、特に昨今の地球温暖化による海水温上昇は、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活性化等による磯焼けの進行等、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題である。引き続き、水産環境整備の推進を図るとともに、海水温上昇等がもたらす漁場環境の変化に対応していく必要がある。

また、東日本大震災の被災地では、ほぼ全ての漁港で陸揚げ機能が回復し、全国的な拠点漁港においては高度な衛生管理に対応した荷さばき所の供用が開始される等、復旧と復興は着実に進んでいる。今後は、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策を基本的な考え方とし、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震

・津波に備えて、全国で対策を実行していく段階にある。また、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に対し、新たに備えていく必要がある。

これに加え、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行及びこれまで人々の暮らしや仕事を支えてきた漁港施設等の老朽化の進行により、漁村の活力が低下している。今後は、漁港施設等の長寿命化対策や漁村における生活環境や就労環境の改善とともに、魅力的な地域資源や漁港ストックを最大限に活用し、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題である。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を次の4課題とし、漁港と漁場に加えて漁業就業者等の生活の場である漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとする。なお、整備に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、栽培漁業や資源管理施策等とも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととする。

- (1) 水産業の競争力強化と輸出促進
- (2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- (3) 大規模自然災害に備えた対応力強化
- (4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

また、これらの重点課題への対応に当たっては、様々な環境の変化を的確に把握し効果的に対策に反映するため、ICTの活用による漁港施設や漁場の管理の高度化を推進することとし、これについても重点課題と併せて取り組む。

## 第2 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の1から4までのとおりとする。

### 1 水産業の競争力強化と輸出促進

#### (1) 実施の目標

我が国水産物の更なる品質や付加価値の向上、生産の効率化やコストの縮

減及び産地の価格形成能力の向上に資する、漁港の生産・流通機能の強化を目指す。具体的には、広域浜プランとの連携の下、浜ごとに重要な係船機能等を確保しつつ、荷さばき所等の再編・集約を進め、地域全体において漁港機能の強化を図る。特に水産物の流通拠点となる漁港においては、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等を一体的に整備し、市場・流通機能の強化を図る。あわせて、大型漁船等に対応した岸壁整備等による陸揚げ機能の強化を図る。さらに、地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化を図る。

また、国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保を目指す。具体的には、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、高度な衛生管理対策を図るとともに、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

## (2) 目指す主な成果

### ア 成果目標

- (ア) 水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%とする。
- (イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、おおむね60漁港で輸出を拡大させる。

(注1)「水産物の流通拠点となる漁港」とは、主要な水産物の産地市場を開設している漁港をいう。

(注2)「水産物の生産拠点となる漁港」とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

### イ 整備目標

- (ア) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%（平成28年度）からおおむね50%に向上させる。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね20漁港で大型漁船の円滑な利用を可能にする等により陸揚げ能力を向上させる。

## (3) 事業量

水産物の安定供給体制を構築するとともに、水産物の輸出促進を図るため、

次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね90漁港を水産物の流通機能の強化等を図る漁港として整備する。

イ 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね150地区を水産物の生産機能の強化等を図る地区として整備する。

## 2 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

### (1) 実施の目標

漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを目指す。具体的には、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施する。特に沿岸環境の改善に当たっては、広域的に藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊等の底質・水質悪化の要因を把握し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた回復対策を実施する。また、磯焼け対策技術、サンゴ増殖技術やICT等を活用した高度な漁場管理技術の開発・活用により、対策の効果を向上させるとともに、海水温上昇等に対応した漁場整備に取り組む。さらに、沖合域においては、漁場整備による効果を的確に把握しつつ、新たな知見や技術を活かし、資源管理と併せて効率的に整備を展開していく。

### (2) 目指す主な成果

#### ア 成果目標

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね8万トンの水産物を増産させる。

#### イ 整備目標

(ア) 水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を、おおむね25海域で実施する。

(イ) 藻場・干潟が衰退している海域のうち、おおむね75海域で藻場・干潟の総合的な回復対策を行う。

(藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行った海域の割合を、100%に向上させる。)

### (3) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次

の事業を実施する。

ア おおむね5万haの魚礁や増養殖場を整備する。

イ おおむね15万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。

ウ おおむね7,000haの藻場・干潟を造成する。

### 3 大規模自然災害に備えた対応力強化

#### (1) 実施の目標

ア 東日本大震災の被災地の復旧・復興の総仕上げを目指す。具体的には、平成30年度末までに、全ての漁港施設の復旧を完了させるとともに、拠点漁港の市場機能等の強化や生業の場等の復興を着実に進捗させる。また、災害発生後の地盤の隆起等の新たな課題に的確に対応する。

イ 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保を目指す。具体的には、災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港が、災害発生直後から当該活動の拠点としての機能を発揮できるよう、当該漁港の主要施設において耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。また、漁港や漁村においては、想定される津波到達時間内に安全な場所まで移動できるよう、避難地及び避難路の整備やハザードマップの策定等を推進し、避難対策を強化する。

ウ 災害発生後の地域水産業の早期回復のための拠点の確保を目指す。具体的には、水産物の流通拠点となる漁港等において、主要施設の耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。あわせて、災害発生後、直ちに水産業の再開に必要な陸揚げ・流通機能等を回復できるよう、事業継続計画等を策定する。

エ 台風・低気圧災害の激甚化が懸念されるため、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、沖波波高等の設計条件を点検し、施設の耐波性能の向上や静穏域の確保対策を推進する。

#### (2) 目指す主な成果

##### ア 成果目標

(ア) 地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合

を、48%（平成27年度）からおおむね60%に向上させる。

- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を、0%（平成28年度）からおおむね80%（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30%（平成33年度）に向上させる。

(注1)「地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」とは、全国の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村の人口のうち、漁港漁場整備事業等により、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく緊急輸送を確保するために必要な漁港施設等が確保された漁村の人口の割合をいう。

(注2)「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港」とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。

## イ 整備目標

- (ア) 災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、7%（平成28年度）からおおむね80%（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30%（平成33年度）に向上させる。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、5%（平成28年度）からおおむね80%（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30%（平成33年度）に向上させる。

## (3) 事業量

災害発生時における救援活動、物資輸送等の拠点を確保するとともに、地域水産業の早期回復を可能とするため、次の事業を実施する。

- ア おおむね300地区を漁村の防災機能の強化を図る地区として整備する。
- イ 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね70漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。
- ウ 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね150漁港で事業継続計画等を策定する。

## 4 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

### (1) 実施の目標

漁港ストックの適切な維持、更新や整備と併せ、その最大限の活用を図りつつ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出を目指す。

ア 漁業所得の向上を通じた漁村活性化の取組とともに、滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進を図る。具体的には、浜の活力再生プランに基づく取組の実行を推進するとともに、直販所、漁業体験施設等の整備、漁村における観光メニューの充実や漁村の魅力の発信を促進する。また、漁港ストックを活用した水産業の6次産業化や海洋レクリエーションの振興のほか、再生可能エネルギーの活用による漁港のエコ化を推進する。

イ 女性・高齢者を含む漁業就業者をはじめとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進する。具体的には、集落排水施設の整備等により漁村の衛生環境の改善を、狭あいな集落道の解消等により生活環境の改善をそれぞれ図る。また、漁港における防風・防暑・防雪施設や浮き桟橋の整備、静穏水域を増養殖の場として活用する等の漁港ストックの多機能的な活用や漁村の人々にとって利用しやすい漁港や漁場の整備を通じて就労環境の改善を図る。

ウ 漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施する。具体的には、漁港施設等において、その管理者等が策定した機能保全計画に基づき、老朽化に対する予防保全のための対策を戦略的に実施していくとともに、老朽化が著しい重要な施設については緊急的に老朽化対策等を行うほか、漁港施設情報等の電子化を推進する。

(注)「機能保全計画」とは、漁港施設等の老朽化対策として行う、漁港施設等の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

### (2) 目指す主な成果

#### ア 成果目標

(ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる。



(イ) 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を、66%（平成28年度）からおおむね100%に向上させる。

## イ 整備目標

(ア) 漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合を、65%（平成27年度）からおおむね80%に向上させる。

(イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合を、51%（平成28年度）からおおむね60%に向上させる。

(ウ) 緊急的に老朽化対策が必要な漁港のうち、おおむね100%の漁港で老朽化対策を行う。

(注1)「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」とは、老朽化診断の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生しており、要求性能（施設がその目的を達成するために必要とされる性能）を下回る可能性があるとして診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策が行われた漁港の割合をいう。

(注2)「漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合」とは、汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水処理施設の整備対象人口のうち、同施設を利用できる人口の割合をいう。

## (3) 事業量

魅力的な地域資源や漁港ストックの有効活用等を図り、漁村のにぎわいを創出するため、次の事業を実施する。

ア おおむね100地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。

イ おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

ウ 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、おおむね80漁港で就労環境改善対策を行う。

エ おおむね50地区で漁港ストックの有効活用を資する取組を実施する。

オ 緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港のうち、おおむね400漁港で機能保全対策を行う。

カ おおむね900漁港で漁港施設情報の集約及び電子化を実施する。

## 5 重点課題の実施におけるICTの活用

上記1から4までの重点課題の実施に当たっては、様々な環境の変化を的確

に把握し効果的に対策に反映するため、ICTを活用した漁港施設や漁場の管理の高度化を推進することとし、以下に取り組む。

- (1) 漁港施設情報の集約及び電子化やICTを活用した漁港施設の老朽化等の的確な現況把握等による漁港施設の機能保全の効率化
- (2) 藻場・干潟等漁場環境情報の電子化やICTを活用した漁場環境の的確な変化把握等による漁場管理の効率化

### 第3 留意事項

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施するものとする。

- 1 施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進
  - (1) 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策との連携の推進
  - (2) 川上から川下における森林整備関連施策との連携の推進
  - (3) 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進
  - (4) 東日本大震災の被災地における災害復旧事業等関連事業との連携の推進
- 2 国と地方の役割に応じた取組の推進
- 3 効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進
- 4 循環型社会の構築に向けた取組の推進
- 5 民間資金・能力の活用
- 6 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
- 7 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。